

変更概要表 R8.4.15

変更箇所		担当	変更概要	変更後	変更前
		資格	・全体にわたって組合員証・被扶養者証の文言削除		
	表紙	企画	LINE友だち募集の文面を修正 レイアウト修正	「友だち」 「大阪支部のLINE公式アカウントを開設して3年目を迎えました。おかげさまで、友だち数1万人突破しました！ あなたもLINE公式アカウントの友だち追加で「気づいてよかった！」 「知ってお得！」な情報をGETしましょう♪	「お友だち」 「大阪支部では令和5年4月より、LINE公式アカウントを開設しました！ 各種給付にかかる手続きのご案内などを掲載しております。ぜひお友だち追加をお願いします☆LINEお友だち追加で 「気づいてよかった！」「知ってお得！」な情報をGETしましょう♪
	もくじ	資格	・大見出しの変更 ・R4.10から一般組合員と短期組合員に分かれるというトピックを削除	VI 退職したとき・働き方が変わるとき(社会保険加入でなくなるとき)	VI 退職したとき
	もくじ	企画	見出しの修正・順番ズレの訂正	1 組合員の範囲と種別 2 掛金(保険料)と負担金について 3 掛金等の免除について II 組合員資格の取得と喪失、関連する手続き IV 資金を必要とするとき	1 組合員の範囲 2 組合員の種別 3 掛金(保険料)と負担金について II 組合員の資格の取得と喪失、関連する手続き IV 資金が必要なとき
1	事業・手続き一覧 A組合員の資格について 4資格の喪失(年金の手続き)	年金	細かい見出しの変更	(年金の手続き) 資格喪失、種別変更による「履歴書」又は「退職・資格変動調査票」等を提出	(その他の手続き) 「履歴書」等の提出
	事業・手続き等一覧	企画	見出しの修正・本文と表記揃え 半角になっている1桁の数字を全角変換 貸付担当部分1P増した分のページ数ズレの訂正 「支給要件:」の追加	A「10 資格確認書等の再交付」～汚損等の… B「2 子どもが生まれたとき」 (出産手当金)～勤務できなくなり… (市町村等の医療費助成制度…)障がい者(児)… (産前産後休業及び育児休業中の掛金免除) I -8 3「病気・負傷したとき」 (高額介護合算療養費)同一世帯で医療保険…一定の額を… (一部負担金…家族訪問看護療養附加金)削除 (特定疾病療養受療証が必要なとき) 特定疾病に係る自己負担限度額の軽減措置… (高額医療貸付け) 高額療養費の支給対象となる医療費 …等	A「10 資格確認書等の再交付」～汚損などの… B「2 子どもが生まれたとき」 (出産手当金)～勤務できない場合… (市町村等の医療費助成制度…)障害者医療… (産前産後休業及び育児休業中の掛金免除) I -7 3「病気・負傷したとき」 (高額介護合算療養費)同一世帯で医療費…一定の限度額を… 一省略 (特定疾病療養受療証が必要なとき) 特定疾病に係る自己負担限度額の特例 (高額医療貸付け) 高額療養費の支給対象となる療養費 …等
	事業等手続き一覧 B.こんなときガイド 12.保健・福祉事業を利用するとき	福祉	会食利用補助【おせち補助】の行を削除し、会食補助を変更	(会食利用補助) ホテルアウリーナ大阪、花のいえで会食をしたとき 補助額:1人5,000(税込)円以上の会食の場合、2,000円 ※おせち補助については、10,000円(税込)につき、2,000円	(会食利用補助) ホテルアウリーナ大阪、花のいえで会食をしたとき 補助額:1人5,000(税込)円以上の会食の場合、2,000円
8	事業・手続き一覧 C長期給付(年金)事業について 2老齢厚生年金等	年金	細かい見出しの変更	加給年金額について、VII-5 繰上げ支給・繰下げ支給について VII-5 VII-7	(特別支給の老齢厚生年金)説明文を削除
I-1	I 共済制度のあらまし 1 組合員の範囲と種別	資格	・社会保険加入となる非常勤職員の説明をより分かりやすく修正		
I-5	掛金・負担金の率	経理	令和8年4月1日現在の率に時点修正。 子ども・子育て支援金についての記載を追加。	(本体の表を参照) 記載追加	令和7年4月1日現在の率 記載なし

I-5	◇後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員の毎月の給料・期末手当等に対する掛金の率	経理	子ども・子育て支援金についての記載を追加。	(子ども・子育て支援金制度に係る掛金については、後期高齢者医療制度の保険料とあわせて徴収されるため、毎月の給料および期末手当等からは徴収されません。)	記載なし
II-2~6	II 組合員資格の取得と喪失、関連する手続き	資格	・全体にわたって「組合員異動報告書」の提出を省略した手続きの説明に変更 (喪失データの提供がある場合)		
II-7~16	5 被扶養者について	資格	・年末年齢19～22歳の所得上限についての記載を追加 ・R8.4.1からの被扶養者に係る「収入」の取り扱いの変更についての予告の追加 ・別居の子および別居の配偶者にかかる送金額の取り扱いを現状から緩和 ・配偶者にかかる給与上の扶養手当の廃止に併せ、「被扶養者の認定一覧表」を刷新 ・事実発生の事由ごとに必要となる追加書類の表をより詳細なものに修正 ・被扶養者の取消の事由に「林等の譲渡収入等」を追加 ・パート・アルバイトの収入超過の際の取消日の説明をより誤解のないよう修正 ・年収の壁・支援強化パッケージの恒久化の説明、および手続き不要の場合でも「事業主の証明」を保管しておくよう注意喚起を追加		
II-9		資格	・R8.4.1からの被扶養者に係る「収入」の取り扱いについてを追記		
II-13		資格	・上記に併せ「被扶養者の認定一覧表」を再修正		
II-14		資格	・事実発生の事由ごとに必要となる追加書類の表を修正		
II-17(以下ページズレ)		資格	・R8.4.1からの被扶養者に係る「収入」の取り扱いについて取消に係る取扱いを追記		
II-17	6 70歳以上の組合員・被扶養者への負担割合の通知	資格	・見出しの変更 ・高齢受給者証を中心とした説明から、70歳以降の負担割合の通知を重点においた説明に変更		
II-18	9 組合員の基本情報又は給付金受取口座を変更するとき	資格	・改姓時の添付書類にマイナンバーカード又は運転免許証で代用できる場合を追加		
II-19	10 資格確認書、資格情報のお知らせ等の再交付を必要とするとき	資格	・マイナ保険証の有効期限切れにかかる説明を追加		
III-6	ア 食事療養費標準負担額	医療	食事療養費標準負担額の変更	一般 :510円 低所得者Ⅱ(90日までの入院):240円 低所得者Ⅱ(91日以降の入院):190円 低所得者Ⅰ :110円	一般 :490円 低所得者Ⅱ(90日までの入院):230円 低所得者Ⅱ(91日以降の入院):180円 低所得者Ⅰ :110円
III-6	イ 生活療養費標準負担額	医療	生活療養費標準負担額の変更	一般 :(食事)1食につき510円 低所得者Ⅱ :(食事)1食につき240円 低所得者Ⅰ :(食事)1食につき140円 境界層該当者:(食事)1食につき110円	一般 :(食事)1食につき490円 低所得者Ⅱ :(食事)1食につき230円 低所得者Ⅰ :(食事)1食につき140円 境界層該当者:(食事)1食につき110円

Ⅲ-14	3 病気になったとき・負傷したとき(12)	資格	見出し及び内容を見出しに合わせて修正	(12)70歳以上の組合員・被扶養者の方が医療機関を受診するとき	(12)公立学校共済組合高齢受給者証を受けるとき
Ⅲ-20	育児休業手当金の給付上限額	医療	R4.8.1～R5.7.31を削除 R7.8.1～を追加	R5.8.1～R6.7.31 R6.8.1～R7.7.31 R7.8.1～	R4.8.1～R5.7.31 R5.8.1～R6.7.31 R6.8.1～
Ⅲ-26 -27 -28	育児休業支援手当金	医療	R7.4.1に新設された育児休業支援手当金を追加	新たに掲載	記載なし
Ⅲ-28 -29	育児時短勤務手当金	医療	R7.4.1に新設された育児時短勤務手当金を追加	新たに掲載	記載なし
Ⅲ-31	介護休業手当金の給付上限額	医療	R4.8.1～R5.7.31を削除 R7.8.1～を追加	R5.8.1～R6.7.31 R6.8.1～R7.7.31 R7.8.1～	R4.8.1～R5.7.31 R5.8.1～R6.7.31 R6.8.1～
V-1	1健診事業・健康づくり事業を利用するとき (2)健診(人間ドック)事業	福祉	令和8年度からの制度変更に伴い、一部文言を修正	共済健診の「対象:現職組合員」 任継/配偶者健診	共済健診の「対象:全組合員」 配偶者健診
IV-1 IV-2	貸付事業について(表)	貸付	添付書類等の修正	(本体の表を参照)	省略
IV-3	貸付申込手順	貸付	説明内容の修正・追記	下記の条件、次ページの注意事項等を確認のうえ、「貸付申込書類 送付依頼書」を大阪支部HPからダウンロードし、①から④の書類を 取り寄せてください。下表の必要書類等を持参し、組合員本人が貸 付担当窓口で申し込みください。	下記の条件、次ページの注意事項等を確認のうえ、下表の必要書 類等を持参のうえ、組合員本人が貸付担当窓口で申し込みくださ い。
IV-3	必要書類等	貸付	説明内容の追記	※ゆうちょ銀行は除く	記載なし
IV-3	貸付の条件	貸付	説明内容の追記	4月1日採用の場合、9月1日以降に申込可能	記載なし
IV-4	注意事項等	貸付	説明内容の修正・追記	生活費の補てんや借金の返済、投資のための借入れ、利益を生む事 業のための費用等には利用できません。クレジットカード払いや、自 動車購入等で既にローンを組まれている金額も貸付対象外です。	生活費の補てんや借金の返済等には利用できません。クレジット カード払いや、自動車購入等で既にローンを組まれている金額は 対象外です。
IV-5	(イ)全額繰上償還	貸付	説明内容の修正・追記	(本文を参照)	省略
IV-5 ~IV6	VI 退職したとき・働き方が変わるとき(社会保険 加入でなくなるとき) (2)年金の手続き 一般組合員のみ	年金	(2)年金の手続き 全体の図、文言、説明文について変更	①の図、★事務処理について 図、説明文の変更 【履歴書の作成】全体に説明文等の変更	
IV-6	(5)既に借受中で新たに貸付けを希望する 場合(借換制度)	貸付	説明内容の修正・追記	(本文を参照)	省略

IV-6	(ア)団体信用生命保険(だんしん) (イ)債務返済支援保険	貸付	保険料の変更	(ア)団体信用生命保険(だんしん) 貸付金額 10 万円につき月額 22 円(R8.4 現在) (イ)債務返済支援保険 毎月の返済額とボーナス返済額の年間合計額を 12 で除した返済金相当額 1万円あたり月額 92 円(R8.4 現在)	(ア)団体信用生命保険(だんしん) 貸付金額 10 万円につき月額 20 円(R7.4 現在) (イ)債務返済支援保険 毎月の返済額とボーナス返済額の年間合計額を 12 で除した返済金相当額 1万円あたり月額 107 円(R7.4 現在)
V-1	1健診事業・健康づくり事業を利用するとき (2)健診(人間ドック)事業	福祉	令和8年度からの制度変更に伴い、一部文言を修正	対象:40歳以上の任意継続組合員/現職組合員の被扶養配偶者	対象:40歳以上の任意継続組合員/被扶養配偶者
V-2	大阪メンタルヘルス 総合センター(OMC) による相談事業	福祉	近畿中央病院を近畿教職員ストレスケアクリニックに変更	事業内容 大阪メンタルヘルス総合センターでの個別相談[予約制] 公立学校共済組合近畿教職員ストレスケアクリニック・アウィーナ大阪での対面相談、Zoomによるオンライン相談) 利用方法 電話予約:0120-556-879[通話料無料] 電話予約受付時間 平日9時~17時15分 Web予約:OMCのホームページから予約 相談時間 公立学校共済組合近畿教職員ストレスケアクリニック:月~金曜日 9時~17時 アウィーナ大阪:毎週水曜日14時~17時、 毎週土曜日 9時~17時 (祝日・年末年始を除く。)	事業内容 大阪メンタルヘルス総合センターでの個別相談[予約制] (近畿中央病院・アウィーナ大阪での対面相談、Zoomによるオンライン相談) 利用方法 電話予約:0120-556-879[通話料無料] 電話予約受付時間 平日9時~17時15分 Web予約:OMCのホームページから予約 相談時間 近畿中央病院:月~金曜日 9時~17時 アウィーナ大阪:毎週水曜日14時~17時、 毎週土曜日 9時~17時 (祝日・年末年始を除く。)
V-2	近畿中央病院による メンタルヘルス相談 [本部事業]	福祉	近畿中央病院を近畿教職員ストレスケアクリニックに変更	事業名 公立学校共済組合近畿教職員ストレスケアクリニックによるメンタルヘルス相談 [本部事業]	事業名 近畿中央病院による メンタルヘルス相談 [本部事業]
V-2	近畿中央病院による メンタルヘルス相談 [本部事業]	福祉	電話番号を追加	電話予約 072-781-3712 「メンタルヘルス相談」とお伝えください。 電話予約受付時間 平日9時~17時	電話予約:072-781-3712(代表) 「メンタルヘルス相談」とお伝えください。 電話予約受付時間 平日9時~17時
V-2	近畿中央病院による セカンドオピニオン相談 [本部事業]	福祉	行削除		
V-2	表下	福祉	近畿教職員ストレスケアクリニックの説明を追加	※ 近畿中央病院におけるメンタルヘルスセンター以外の診療は、令和8年3月をもって運営終了となりました。 公立学校共済組合 近畿中央病院(兵庫県伊丹市)メンタルヘルスセンターで実施していた職域事業は、公立学校共済組合近畿教職員ストレスケアクリニックにて継続して実施します。 なお、詳細については、公立学校共済組合近畿教職員ストレスケアクリニックHPをご覧ください。	

V-3	長期組合員退職 記念事業	福祉	組合員証の廃止	②本人資格確認書類： 以下のうちいずれか一つ 1. マイナポータルの資格情報画面※ (保存日時の日付が1ヵ月以内の「医療保険の資格情報」PDFも可) 2. 資格確認書 3. 資格情報のお知らせ (※郵送申請で1を提示される場合は「医療保険資格情報」のコピーを添付ください。ただし、スクリーンショットは不可です。必ずダウンロードしてください)	②本人資格確認書類： 以下のうちいずれか一つ 1. マイナポータルの資格情報画面※ (保存日時の日付が1ヵ月以内の「医療保険の資格情報」PDFも可) 2. 資格確認書 3. 組合員証・被扶養者証 (令和7年12月1日までの利用に限る) 4. 資格情報のお知らせ (※郵送申請で1を提示される場合は「医療保険資格情報」のコピーを添付ください。ただし、スクリーンショットは不可です。必ずダウンロードしてください)
V-4	結婚式場 利用補助 宿泊利用補助 会食利用補助 法要利用補助 トレーニング利用補助	福祉	組合員証の廃止	【本人資格確認書類】(※V-4ページ下に記載)1~3のうちいずれか一つを提示のうえ、申請書を提出	【本人資格確認書類】(※V-4ページ下に記載)1~4のうちいずれか一つを提示のうえ、申請書を提出
V-4	宿泊利用補助	福祉	対象者を変更	組合員 及び 被扶養者	組合員 及び 小学生以上 の被扶養者
V-4	会食利用補助(おせち補助)	福祉	おせち補助の行を削除し、会食利用補助に含める	2,000円 ※1回の会食につき、1人5,000円(税込)以上の場合 ただし、おせち補助(アフィナーのみ)については、10,000円(税込)につき2,000円補助	2,000円 ※1回の会食につき、1人5,000円(税込)以上の場合
V-4	(表外)	福祉	組合員証の廃止	【本人資格確認書類】とは？ 1. マイナポータルの資格情報画面(保存日時の日付が1ヵ月以内の「医療保険の資格情報」PDF画面も可) 2. 資格確認書 3. 資格情報のお知らせ	【本人資格確認書類】とは？ 1. マイナポータルの資格情報画面(保存日時の日付が1ヵ月以内の「医療保険の資格情報」PDF画面も可) 2. 資格確認書 3. 組合員証・被扶養者証(令和7年12月1日までの利用に限る) 4. 資格情報のお知らせ
V-5	●宿泊及び会食利用補助券の発券・利用について	福祉	二次元コードの注釈記載を一部変更	※宿泊及び会食利用補助の事業内容の詳細はこちら	※宿泊及び会食利用補助券発行フォームマニュアル等はこちら
VI-8	退職したとき・働き方が変わるとき	企画	有効期間(令和7年12月2日)経過後の提出書類の記載を削除	(削除)	・組合員証(令和7年12月2日以降は返却不要) ・組合員証被扶養者証(令和7年12月2日以降は返却不要)
VI-9	(5)任意継続組合員の掛金額について	経理	掛金率、平均標準報酬月額を令和8年4月1日現在の値に時点修正。 子ども・子育て支援金についての記載を追加。	(本体の表を参照) 記載追加	令和7年4月1日現在の率 記載なし
VI-10	(7)福祉事業について	福祉	近畿中央病院を近畿教職員ストレスケアクリニックに変更 セカンドオピニオン削除	利用可能 ○相談事業(無料法律相談、大阪メンタルヘルス総合センターによるメンタルヘルス相談、近畿教職員ストレスケアクリニックによるメンタルヘルス相談) (略) ○[本部事業]による各種相談事業(近畿教職員ストレスケアクリニックによる相談を除く。)	利用可能 ○相談事業(無料法律相談、大阪メンタルヘルス総合センターによるメンタルヘルス相談、近畿中央病院によるメンタルヘルス相談・セカンドオピニオン) (略) ○[本部事業]による各種相談事業(近畿中央病院による相談を除く。)
VI-10	3 宿泊施設特別利用者証について	福祉	組合員証の廃止	・・・なお、「宿泊施設特別利用者証」以外に下記1から5のうちいずれか一つを当日宿泊施設にご提示いただいた場合でも、組合員料金での宿泊利用が可能です。 1. マイナポータルの資格情報画面(保存日時の日付が1ヵ月以内の「医療保険の資格情報」PDF画面も可) 2. 資格確認書 3. 資格情報のお知らせ 4. ※公立共済メンバーズカード 5. 年金証書の写し	・・・なお、「宿泊施設特別利用者証」以外に下記1から5のうちいずれか一つを当日宿泊施設にご提示いただいた場合でも、組合員料金での宿泊利用が可能です。1. マイナポータルの資格情報画面(保存日時の日付が1ヵ月以内の「医療保険の資格情報」PDF画面も可) 2. 資格確認書 3. 組合員証もしくは被扶養者証(令和7年12月1日までの利用に限る) 4. 資格情報のお知らせ 5. ※公立共済メンバーズカード 6. 年金証書の写し

VII-1	VII 長期給付事業について 1 年金制度の概要 (1)公務員の年金制度	年金	(1)公務員の年金制度 図の(3)の説明文 加入資格に年齢制限はありません。 を追加	(1)公務員の年金制度 図の(3)の説明文 加入資格に年齢制限はありません。	
VII-2	VII 長期給付事業について 1 年金制度の概要【長期給付の種類】	年金	厚生年金 老齢厚生年金 (特別支給の老齢厚生年金)の説明を変更	老齢厚生年金 (特別支給の老齢厚生年金は昭和36年4月1日以前生まれのみ)	老齢厚生年金 (65歳未満は特別支給の老齢厚生年金)
VII-2	VII 長期給付事業について 2 老齢厚生年金等 (1)老齢厚生年金の基本構成図 ※5の老齢基礎年金額の変更	年金	令和8年度4月からの金額に修正	令和8年度4月現在	令和7年度4月現在
VII-4	VII 長期給付事業について 2 老齢厚生年金等(2)老齢厚生年金 ウ年金額の算出方法 (ア)特別支給の老齢厚生年金	年金	(ア)特別支給の老齢厚生年金 ※昭和36年4月1日以前生まれのみ を追加 (ア)、(イ)内の文言・表記を修正	(ア)特別支給の老齢厚生年金 ※昭和36年4月1日以前生まれのみ (本図を参照)	※昭和36年4月1日以前生まれのみ なし
VII-4	VII 長期給付事業について 2 老齢厚生年金等(2)老齢厚生年金 ウ年金額の算出方法 (イ)(本来支給の)老齢厚生年金 ③経過的加算額 ㊦、㊧	年金	令和8年度4月からの金額に修正	令和8年度4月現在	令和7年度4月現在
VII-5	VII 長期給付事業について 2 老齢厚生年金等 (2)老齢厚生年金 オ 定額部分支給の特例	年金	オ 定額部分支給の特例 ※昭和36年4月1日以前生まれのみ	オ 定額部分支給の特例 ※昭和36年4月1日以前生まれのみ	オ 定額部分支給の特例
VII-5	VII 長期給付事業について 2 老齢厚生年金等 (2)老齢厚生年金 エ 加給年金について (ウ)加給年金額	年金	令和8年度4月からの金額に修正	令和8年度4月現在	令和7年度4月現在
VII-5	VII 長期給付事業について 2 老齢厚生年金等 (2)老齢厚生年金 カ 繰上げ支給について (ア)繰上げ支給の老齢厚生年金	年金	カ 繰上げ支給の老齢厚生年金 の説明を変更 【受給要件】②60歳以上で、支給開始年齢 一部説明変更	(本文を参照)	カ 繰上げ支給について (ア)繰上げ支給の老齢厚生年金 【受給要件】②60歳以上で、特例支給開始年齢
VII-6	VII 長期給付事業について 2 老齢厚生年金等(2)老齢厚生年金 カ 繰上げ支給の老齢厚生年金	年金	【重要事項】④の説明を削除 (イ)繰上げ支給の老齢基礎年金の図、説明を削除	【重要事項】④の説明を削除 (イ)繰上げ支給の老齢基礎年金の図、説明を削除	あり
VII-7	VII 長期給付事業について ク 繰下げ支給について【重要事項】④	年金	④ について説明文等の変更・追加	④次のいずれかに該当する方は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。 ・障害年金(障害基礎年金除く)の受給権がある方。 ・昭和38年4月1日以前生まれで、遺族年金の受給権がある方。 ・昭和38年4月2日以降生まれで、遺族年金を請求した方。	④障害年金(障害基礎年金除く)又は遺族年金お受給権がある方は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。
VII-10	VII 長期給付事業について 3 障害厚生年金等 ク障害基礎年金(支給額)	年金	令和8年度4月からの金額に修正	令和8年度4月現在	令和7年度4月現在
VII-12	VII 長期給付事業について 4 遺族厚生年金等 エ 子のない中高齢の妻に対する加算【中高齢 寡婦加算】	年金	令和8年度4月からの金額に修正	令和8年度4月現在	令和7年度4月現在
VII-12	VII 長期給付事業について 4遺族厚生年金等 カ 遺族基礎年金(支給額)	年金	令和8年度4月からの金額に修正	令和8年度4月現在	令和7年度4月現在

Ⅶ-13	Ⅶ 長期給付事業について 5 年金支給関係等 (1)ワンストップサービス	年金	(1)ワンストップサービス の説明について一部削除	(1)ワンストップサービス の説明について一部削除	・請求書の提出は、基本的には送付元に行く(郵送する)のが効率的です。 を削除
Ⅶ-14	Ⅶ 長期給付事業について 5 年金支給関係等 (5)年金受給者が再就職をした場合	年金	支給停止調整額の変更 65万 に変更	支給停止調整額の変更 65万 に変更	支給調整額 51万
Ⅶ-17	Ⅶ 長期給付事業について 6 その他 (2)年金情報の提供 ウ 公立学校共済組合マイナ手続きポータル	年金	ウ 公立学校共済組合マイナ手続きポータル の案内文の追加	ウ 公立学校共済組合マイナ手続きポータル	なし
Ⅶ-18	Ⅶ 長期給付事業について 6 その他 (3)離婚時の年金分割制度について ウ請求方法とその期限	年金	(イ)請求期限 の説明文の変更	(イ)請求期限 ・5年(注)を経過した場合は、 ・(注)令和8年3月31日以前に離婚した場合においては2年です。	(イ)請求期限 ・2年を経過した場合は、 ・(注)なし
Ⅶ-19	Ⅶ 長期給付事業について 社会保障協定の締結状況	年金	社会保障協定の締結状況 令和7年12月1日施行 オーストリア を追加	社会保障協定の締結状況 令和7年12月1日施行 オーストリア を追加	オーストリア なし
Ⅶ-20	Ⅶ 長期給付事業について 社会保障協定について 注意事項	年金	社会保障協定、適用証明書に係る注意事項 「事業所登録番号等」、オーストリアについて の説明文等を追加	社会保障協定、適用証明書に係る注意事項 「事業所登録番号等」、オーストリアについて の説明文等を追加	「事業所登録番号等」、オーストリアについて の説明文等なし
Ⅸ	各種保険制度の紹介 1 福祉保険制度:「ファミリー年金」、「傷病休職給付金」、「医療費支援制度」	福祉	福祉保険制度について最新資料にさしかえ		